

小野市福祉給付制度適正化条例の廃止を求める意見表明

2013年4月1日

自由法曹団兵庫県支部

支部長 佐 伯 雄 三

(連絡先)

神戸市中央区中町通2-1-18

日本生命神戸駅前ビル10階

弁護士法人神戸あじさい法律事務所内

☎ 078-382-0121

✉ 078-382-0122

1 貴市は、本日「小野市福祉給付適正化条例」（以下、「本条例」という。）を可決した。当支部は2013年3月1日付「市福祉給付制度適正化条例案に反対する意見表明」を發して、憲法上の人権を侵害するおそれが強く、条例の合理的必要性には疑問があることから、条例案に反対する旨意見したところである。

今般、貴市が、条例案の撤回・廃案とせず、本条例を可決したことに、当支部は強く抗議し、可及的速やかに同条例を廃止するように求める。

2 本条例は当支部が、指摘したとおり、受給の停廃止につながる「指導又は指示」の要否の判断基準が不明確で、条例は生活保護法との関係で「上乗せ条例」の可能性もある。また、本条例により、警察OBと福祉関係者の2人を適正化推進員に採用し、社会福祉主事の業務の一部を推進員に委ねるとのことである。推進員においては、社会福祉主事以上に、「指導又は指示」の要否の判断が困難であると思料される。本条例を制定した貴市においては、同条例を廃止するまでの間、本条例によって、福祉事務所並びに推進員らによって、適法な「指導又は指示」がなされない

よう、憲法並びに生活保護法の趣旨に則った福祉行政が行われるように、改めて、適切な教育・指導を行うように求める。

3 また、条例が市民に対し、受給者らのプライバシー権に抵触する責務を課しており、貴市の生活保護費受給世帯は120世帯、児童扶養手当受給世帯は420世帯であり、対象とされる「受給者」は約1%にすぎない。さらに、本条例が対象とする生活保護世帯類型の「その他世帯」はわずか数世帯であるとの報道もある。本条例は日常生活において、受給者らが、受給者らを除く他の圧倒的多数の市民の監視に置かれることを容認するものであり、本条例を制定した貴市においては、同条例を廃止するまでの間、貴市において生活保護を利用する世帯や児童扶養手当を受給する世帯のプライバシー権が侵害されることのないように、適切な措置を講じるように求める。

同時に、本条例を制定した貴市においては、同条例を廃止するまでの間、今後、生活保護等を利用しなければならない生活に困窮する者らが、その申請をためらうことのないように、福祉行政の各担当者においては、なお一層、憲法並びに生活保護法の趣旨に則った適切な対応・配慮をするように求める次第である。

4 さらに、ギャンブルでの浪費防止には、ギャンブル依存症対策こそ必要不可欠である。依存症は精神的疾病であり、本条例の制定は何らの効果ももたらさない。貴市が、条例で掲げるギャンブル浪費防止の目的を達するためには、本条例を廃止した上で、可及的速やかに、専門家である社会福祉主事による家計管理能力の向上に向けた丁寧な生活指導、医師等による治療等の方策を別途検討されるよう、改めて意見する次第である。

5 当支部は、生活保護等の受給者及び生活困窮者のプライバシー権侵害を招くことから、憲法に抵触する本条例については、貴市に対し、廃止するように求める次

籍である。

最後に、当支部は、今後も、本条例が廃止されるまで、継続的に、本条例を制定した貴市において、受給者らや生活保護等の申請を必要とする生活困窮者らに対する人権侵害が生じていないか、また、そのおそれが生じる事態が発生していないかについて検証していくことを申し添えておく。

以 上